

久世家文書と古今伝授

日下幸男

はじめに

周知のように、中院通勝は細川幽斎から古今伝授を、中院通村は通勝から歌道伝授（通勝末期の証明状のみ）を、中院通茂は後水尾院から古今伝授を、中院通躬は通茂から古今伝授を受けている。こうしてみれば、中院家は伝授の家であり、歌道師範家のような存在といえよう（飛鳥井や冷泉より上位か）。

中院家と共に、久世家も江戸中期以降それに準ずる家となっている。そのきっかけは中院通茂三男通夏が久世家の養子となった事である。そして通茂が息男三人に古今伝授を行ったことで、久世家と古今伝授が結びついた訳である（通夏次男が中院通枝となる等、両家は息男をお互いに養子にして幕末に至る）。

国文学研究資料館（以下当館）の共同研究で、私たちは「久世家文書の総合的研究」（平成二十一〜二十三年度）を現在実施している。そこで当館及び架蔵の久世家文書、及び京都大学蔵中院本・中院文書などを用いて、久世家の古今伝授について、そのいくつかの例を示したい（明

治大学博物館の久世本は未調査）。最初に中院家からの古今伝授を、次に仁孝天皇及び飛鳥井雅光からの伝授についても触れたい。最後に久世通根の伝授箱の所有権に関する書状も紹介したい。

なお小篇は、シンポジウムでの口頭発表の再現ではなく、当日の資料を基に訂補・再構成していることをお断りしておきたい。

〔参考〕日下幸男「久世家文書の研究」当館紀要文学研究篇第三七号、当館「展示図録 近世の和歌御会二〇〇年―久世家文書にみる公家の文事―」

中院家からの伝受

京都大学附属図書館蔵中院本のカードインデックスでは、「中院通躬記」とされている仮綴三冊・二括五四枚（中院Ⅱ三六）の内、宝永七年の一冊（Ⅱ三六―2、墨付六丁）など大部分は確かに通躬筆と見られるが、宝永二年の一冊（Ⅱ三六―1、墨付三六丁）と享保六年の一冊（Ⅱ三六―3、墨付二二丁）などは、ともに久世通夏の筆跡と思われる。

宝永二年（一七〇五）記は、直外題に「宝永二年乙酉（通夏花押）」

後四月一日 未後参亜相殿、源氏御講、

とあり、その巻頭には正月の行事や試筆などが書き連ねてあり、中には

後四月四日 辰下刻、参蔽閣、古今御講、未刻参内、

古今講釈など古今伝授関連の記事が多い。父通茂は宝永二年正月五日に

後四月十日 辰後、参亜相殿、於御茶屋、古今御講、

従一位となり、七五歳という高齢も考えて、三人の子息に古今伝授を行

後四月十四日 巳刻参内、源氏御講御延引、

う決心をしたのであろう。ちなみに末の通夏が当時三六歳であるから、

後四月十五日 未刻参蔽閣、参内源氏御講、申下刻帰家、

被伝授者の年齢の目安である三〇歳はみな超えている。試みに当該関連

後四月十六日 午半刻、向賀茂、亜相殿為渡御、頭中将、頭弁等同席、

記事を、左に引いてみよう。「」内は小字割書、（）内は私注、以

源氏御講有、

下同）

後四月十九日 今日源氏御講、蔽閣御理、不能参内、辰半刻参蔽閣、

二月十九日 古今御講、仍辰後参蔽閣（通茂）、午半刻参内、

後四月廿日 今日於余亭、古今御講、蔽閣渡御、取而之一座御終功 亜相殿、宰相中将殿、

二月廿五日 辰下刻、参蔽閣、古今御講也、未上刻帰家、

為渡給、

三月四日 依古今御講、辰刻、参蔽閣、

後四月廿五日 卯半刻参蔽閣、今日伊勢物語・源氏等切紙、被給之、て

三月十日 古今御講、仍辰半刻、参蔽閣、

にをは御伝受也、切紙御忘却、以古切紙被伝、追而可給

三月十七日 古今御講、仍辰後、参蔽閣、未後帰家、

由也、誠以歌道面目、殊余未練質、恐悦不過之者也、

三月廿日 古今御講、辰後、参蔽閣、申刻計帰家、

今日古今御講御終功、亜相殿、宰相中将殿、余、一所献

四月四日 辰後、参蔽閣、古今御講、未刻参亜相殿（通躬）、宰相

御着、申刻参宰相中将殿、後帰家、

中将殿（定基）、

巳後、亜相殿為渡遊、古今聞書校合「此間度々／校合」、

四月十日 辰後、参蔽閣、古今御講尺、未後帰家、

未刻参蔽閣、……夜入又亜相殿、為渡給、校合有、

四月十五日 辰後、参蔽閣、今日御講尺御延引、少時帰家、

巳刻参亜相殿、少時蔽閣渡御、蔽閣源氏御講、御参内、

四月十九日 直参蔽閣、古今御講尺、申上刻参内、少時帰家、

今日蔽閣御参、源氏御講、

四月廿四日 巳刻参内、今日蔽閣御参、源氏御講、午刻退出、

参亜相殿、聞書校合、

四月廿六日 辰下刻、参亜相殿、蔽閣渡御、古今御講、今日亜相殿、

今日古今集御伝受也、事儀別記之、亜相殿、宰相中将殿、

宰相中将殿、

余、人別被伝之、酉上刻、参蔽閣、帰家、今日蔽閣へ、

御太刀、馬、肴一樽、白銀五枚、重相殿御了簡如此、目六自筆書之、

五月十四日

辰半刻、参重相殿、聞書校合、参殿閣、申上刻帰家、

五月廿日

辰下刻、参殿閣、古今御講、余去年故障之間、不承之処也、巳刻参重相殿、少時帰家、

五月三十日

辰後、参殿閣、古今御講、

六月六日

辰後、参殿閣、古今御講、直参重相殿、

九月一日

殿閣、夕飯後、参重相殿、源氏初音卷御講、

九月二日

未半刻参内、今日当初音卷、重相殿始而御講、口四五枚、其後、殿閣御講、

九月十二日

殿閣渡御、重相殿、宰相中将殿、御光駕、六条羽林入来、

去五月、古今集御伝受焉之、殿閣早速雖令饗、御持病御

不快、為之延引、今神甚以御快復得、今日献酒撰、恐悦

不過之、

九月十六日

巳刻参内、源氏御講、殿閣、重相殿御参、

等とある。右によれば、古今伝授に伴う講釈の過程がよくわかり、通夏

が欠席して聞けなかった分については講釈終功後も通茂亭に通つて聴聞

している点や、通躬が禁裏で初めて源氏を講釈する前日に通茂が講釈し

ている点など、興味深い。なおこの際の通茂古今集講釈の聞書について

は、従来は野宮定基筆『殿訓秘抄』残欠五冊（京都大学中院本）がよく

知られていたが、つい最近になって通夏筆『古今集殿訓秘抄』横本九冊

（付文化九年久世通根添状）が現れ、幸いに一覽することができた。現

蔵者にお願ひし、年度末の報告書において詳しく紹介していただく予定である。

因みに、この時の古今切紙や伝授誓紙などは、京都大学陳列館古文書室蔵中院文書に所蔵されている。文書名は古文書室カードインデックスによる。（）内数字は請求番号を示す。

「通躬古今伝授誓書」（71-266）に、

古今集一部之説「二条家正嫡流」御伝受

畏入候、被仰聞候、儀理口伝故実等

曾以不可有聊尔候、此旨、若於違背者、

大日本国神祖神并天満天神

梵釈四王、殊和歌両神之冥罰／忽通躬身上、可罷蒙者也、

宝永二年五月十日 通躬

とあり（斜線は行移りを示す）、「定基古今伝授誓書」（71-267）「通夏古

今伝授誓書」（71-268）も本文は右同文である。彼らは誓紙上で和歌両

神（住吉・玉津島）などの神に誓っている。通茂の通躬宛及び定基宛伝

授状もあり、「前内大臣古今伝授状」（71-265）に、

古今集事

二条家之正流義理口伝／故実等、悉令伝授権大納言

通躬仁、堅守道之法／度、不可有聊尔者也、

宝永二年五月十日前内大臣（通茂花押）

とあり、「前大納言歌道伝授状案」（69-526）もほぼ同様である。

中院文書には何代にもわたる伝授関係文書なども遺されているが、火

災の折の水損被害を多く受けている。水損によるのか表題が消えているものもある。

所謂「古今伝授」が、講釈、切紙伝授などの範圍にとどまらず、多くの古典書写活動などを伴うことは、周知に属する。例えば切紙に代えて書冊の謄写を許されることもある。中院本『秘歌註』一冊（VI一三五）の巻末に、

右一帖中載廿四首和歌之伝、此事／御切紙無之、仍以一帖、御伝受也。／以嚴閣御筆、謄写之。

宝永二年七月晦日

参議従三位行左近衛権中将藤原朝臣定基 「三十七歳」

（三才）

とある。該書は定基自筆であり、成立の事情は奥書の通りである。本文中に、夢告により志賀の八幡へ参詣し、抄物を不慮に感得するという記述があるが、これはもちろん事実というより説話に類するものであろう。ちなみに「古今伝授」は中世になってからの成立とされ、中世以前の史料が見られない。右文の貫之と基俊を結ぶラインは、不明というしかない。基俊どころか、常縁時点の切紙、宗祇時点の切紙もその実体は不明であり、細川幽齋が整理する以前の切紙の淵源や由来をたどる道は、史料不在という壁に閉ざされている。

天皇からの天仁遠波伝受

江戸時代の堂上の「古今伝授」は、天仁遠波・三部抄・伊勢物語・源氏物語の伝授、古今集講釈、古今集切紙伝授、証明状附与というような階梯を踏むことが普通になっている（横井金男『古今伝授沿革史論』、以下横井氏著）。

もちろん中院家・久世家においても同様である。また伝授に関しては、必ず記録を残すこと、中院通茂の『古今伝授日記』（中院本）の例など、枚挙に暇がない。久世通理においても同様である。

仁孝天皇（寛政十二〜弘化三年）は文政二年九月二十一日に天仁遠波伝受を、同五年四月二十二日に三部抄伝受を、同九年十二月二十一日に伊勢物語伝授を受けている（横井氏著）。

久世通理（天明二年〜嘉永三年）は、弘化二年に仁孝天皇から天仁遠波伝受を受けている。その記録は通理自筆『従主上／和歌天仁遠波御伝受雜記』一冊（架蔵）にある。その巻頭に、

弘化二年四月十三日辛卯

一辰刻許有召、着衣冠指袴、参内、議奏残

番坊城前大納言届参上之旨「以非藏人」、小時武者

小路三位参上、同被届、無程同卿申渡云、

来月中下旬之中、和歌天仁遠波可被

伝下、被仰出之旨也、依之謹奉思召之

程、冥加相叶、深長候得共、未熟御請甚

恐懼、辞申旨、直席言上「坊城被申雖辞申、何レ可被仰出、乍去可

申上哉之旨也、仍何分未練、何共恐入候間、可為言上申入」、則議

奏当番三条」(1才)

大納言被申渡、辞申旨、被聞食候得共、必御

請可申上、再蒙仰、仍未熟雖恐懼、厚

叡慮之程畏、御請之旨言上、

武者小路三品同然、被仰出、惣而同ノ前

一指貫取寄^{此條上下}兩人着用、附于三条大納言

御礼言上、小時有御返答、

一東宮当番三卿中園三位面会、申御礼、

小時有御返答「以女房被言上之旨、有噂」(1ウ)

とある。

飛鳥井からの三部抄伝受

飛鳥井雅光(天明四ノ嘉永四年)は文政二年十月十七日に天仁遠波伝受を、同十二年九月二十七日に三部抄伝受を受けている(横井氏著)。

久世通熙(文政元年ノ明治八年)は嘉永元年に飛鳥井雅光から三部抄伝受を受けている。その記録は通熙自筆『嘉永元年四月(花押)ノ從飛

鳥井前大納言ノ三部抄相伝雜記』一冊(架蔵)にある。その巻頭に、

嘉永元年(一八四八)三月廿八日

一自飛鳥井前大納言書状

弥御安全珍重存候、然者内々申入候、歌道御

出精候間、尤窺叡慮候、後之事ニ候

得共、三部抄御相伝、目出度申入度心得ニ候、

来月八日 十二日 廿二日

右三ヶ日御差支不被為、在日限候哉、御尋

申入候、乍御面働、承度候、仍先ニ如此候也、

三月廿八日」(1才)

前源大納言(通熙)殿 雅光

右之通被示候条、直返書、

拜見候、弥御安全珍重存候、然者内々示給候旨、

謹承候、尤被窺叡慮候後御事候得共、

三部抄御相伝、可給賢慮之旨、誠不得

寄道之冥加、厚畏入候得共、甚々未練

恐懼無申条候、右二付

来月八日 十二日 廿二日

右三箇日御差支無之哉、御尋之趣畏承候、何分深」(1ウ)

とある。

なお関連文書に、本館蔵「(三部抄相伝披露書類)嘉永元年四月」一通(33F-2005)の内に宮崎治部・西池駿河宛丹羽喜左衛門書状などがあ

る。包紙に、

宮崎治部様

西池駿河様 丹羽喜左衛門

とあり、切紙一通に、

以手紙致啓上候、

前大納言様（通照）当月十二日巳刻

三部抄御相伝御伺之通、被

仰出候段、最前為御知、被仰進之、

被為入御念候儀、忝思召候、右

御挨拶、被仰進候、此段各様迄、

宜得貴意旨、肥前守様被仰付

越、如斯御座候、以上

四月

とある（他にも伝授関係のものが多い）。鍋島肥前守の家来から久世通理の家来に宛られたものである。周知のごとく久世家と鍋島家は姻戚関係にあり、前者は後者から援助を受けている。当時は伝授に御礼（太刀代、馬代など）がともなう（横井氏著）。

久世通根書状

久世通夏没後に古今伝授箱が中院家に預けられたことに関しては、久

世通根書状（折紙一通）にある。

当古古今伝授箱、故前亜槐通一卿

薨去以後中院家二預之、但通根天仁

遠波被伝下之砌、故通夏卿天仁

遠波切紙披見不苦旨、有 仰

中院家二有之、猶可遂吟味之旨

言上、依之文化元年七月一日入道

見山同伴、向通知朝臣亭、令

吟味之處、伝受一箱有之「但鍵紛／失如何、

且箱甚虫損、其上通枝卿・通古卿等天仁葉御剪

紙拝見候様、依被相懇開封「通古卿／封也」、通枝卿御剪紙

虫損甚、通古卿御切紙／是以所々虫損、龜略故歟」。伊勢物語以下

別二無之、則申談持帰了、此事

兼日雅威卿へも及相談之義也、

其趣者、古今三代伝受有之迄ハ

師家返置事与、中院家申伝

之由、子細如何相尋之處、彼卿義而」

右為後証、記之、予雖

有案文所々可書改之處、

依所勞、難堪執筆、以

通理卿、令清書之間、加奥

書者也、

文化十一年二月十六日

通根

とある。要点は以下の通りであろう。

①久世家の古今伝授箱を、通夏没後は中院家で預かっている。

②通根が天仁遠波伝授を受ける前に、曾祖父通夏の天仁遠波切紙の披見を許される。

③文化元年に見山（中院通維）同道で、中院通知亭に行き、伝受箱を見つけるが、鍵は紛失し、箱は虫損が甚だしい状態である。

④通枝・通古等の天仁遠波切紙を見ると、ともに虫損状態である。伊勢物語以下の切紙はない。

⑤中院家の申し伝えによれば、三代伝受有るまでは師家に返し置くということがある。

⑥飛鳥井雅威に相談し、子細を尋ねることにするが、後のために記しておく。

⑦案文はできたが所労のため清書ができないので、文化十一年通理に清書させ奥書を加える。

たしかにモノとしての切紙自体には価値が無く、口伝を通じて秘密を伝授することに意味があるので、秘密を伝授された以外の者が切紙などを所有することは避けられたかも知れない。ただし口承にとどまり、明文規定はないようである。

江戸時代の御所伝授についてはまだまだ不明な部分があり、中院・久世両家などの文書研究が待たれるところである。